

大和市告示第72号

大和市放課後児童エンジョイスports事業実施要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市放課後児童エンジョイスports事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立小学校内の児童を対象に、スポーツ及び運動の楽しさを知る機会を提供するため、放課後児童のエンジョイスports事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、児童のニーズ等に合わせ、第6条第2項に規定する団体登録を受けた団体又は法人から派遣された者（以下「コーチ」という。）により、スポーツ及び運動の機会を提供するものとする。

(実施場所及び対象児童)

第3条 事業は、大和市立小学校の施設を使用して実施するものとする。

2 対象児童は、当該小学校に在籍する児童とする。

(実施日時)

第4条 実施日時は、学校ごとに各学校と放課後児童健全育成主管課が協議して定める日時とする。

2 コーチは、事業の実施日の天候、参加児童の年齢、活動内容等を考慮して、事業の実施時間を定めなければならない。

(利用方法)

第5条 事業を利用する児童は、事前に参加の申込みを行わなければならない。

(団体登録)

第6条 コーチを派遣しようとする団体又は法人（以下「スポーツ団体等」という。）は、大和市放課後児童のエンジョイスports団体登録申請書（以下「登録申請書」という。）に当該スポーツ団体等の概要及び規約等が分かる書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長へ申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、大和市放課後児童のエンジョイスports団体登録承認（不承認）通知書により、当該申請をしたスポーツ団体等に通知するものとする。この場合において、承認したときは、当該申請をしたスポーツ団体等を事業の実

施団体として登録するものとする。

(団体登録の変更)

第7条 前条第2項の規定による登録（以下「団体登録」という。）をされたスポーツ団体等は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその旨を市長へ届け出なければならない

- (1) 登録申請書の記載事項に変更（軽微な変更を除く。）があったとき
- (2) スポーツ団体等の活動を停止し、又は中止したとき
- (3) 団体登録を辞退するとき

(団体登録の取消し)

第8条 市長は、スポーツ団体等から前条第2号若しくは第3号に該当した旨の届出があったとき又はスポーツ団体等が次のいずれかの事項に該当したときは、当該スポーツ団体等の団体登録を取り消すものとする。

- (1) 当該スポーツ団体等から派遣されたコーチについて、公益財団法人日本スポーツ協会が発行したスポーツ指導者のための倫理ガイドライン（以下「倫理ガイドライン」という。）に照らし、明らかに不適切な言動がみられたとき
- (2) 事業において政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動を行ったとき
- (3) 登録団体として市長が不適當であると判断したとき

(コーチ)

第9条 コーチには、特別な資格は要しない。ただし、コーチは、倫理ガイドラインに基づき、適正な指導を行わなければならない。

2 市長は、事業の実施に当たり、あらかじめ団体登録をされたスポーツ団体等に大和市放課後エンジョイコーチ派遣依頼を提出し、コーチの派遣を依頼するものとする。

(謝礼)

第10条 市長は、コーチが事業を実施したときは、当該事業の内容に応じた謝礼を10,000円を上限として予算の範囲内において支給することができる。

(事故等への対応)

第11条 コーチは、事業において事故等が発生した場合は、直ちにその事情を放課後児童健全育成主管課に連絡するとともに、文書をもってその詳細を報告しなければならない。

(活動報告)

第12条 事業を実施したスポーツ団体等は、事業実施後10日以内に大和市放課後児童のエンジョイスポーツ活動実施報告書を市長に提出しなければならない。

(様式)

第13条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 団体登録その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

別表（第13条関係）

| 様式番号 | 様式の名称 | 関係条文 |
|-------|----------------------------------|----------|
| 第1号様式 | 大和市放課後児童のエンジョイスポーツ団体登録申請書 | 第6条及び第7条 |
| 第2号様式 | 大和市放課後児童のエンジョイスポーツ団体登録承認（不承認）通知書 | 第6条 |
| 第3号様式 | 大和市放課後エンジョイコーチ派遣依頼 | 第9条 |
| 第4号様式 | 大和市放課後児童のエンジョイスポーツ活動実施報告書 | 第12条 |